コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P375	**爆発の危険性があるため、離れた距離から消火すること。**	爆発物（2.1 章）	2C	
		自己反応性物質および混合物 2.8 章)	タイプ B	
		酸化性液体（2.13 章）	1	
		酸化性固体（2.14 章）	1	
		有機過酸化物（2.15 章）	タイプ B	
		鈍性化爆発物（2.17 章）	1, 2, 3, 4	
P376	**安全に対処できるならば漏洩を止めること。**	加圧下化学品（2.3 章）	1, 2, 3	
		酸化性ガス（2.4 章）	1	
P377	**漏洩ガス火災の場合 : 漏えいが安全に停止されない限り消火しないこと。**	可燃性ガス（2.2 章）	1A 可燃性ガス	
			1A 自然発火性ガス	
			1A 化学的に不安定なガス A	
			1A 化学的に不安定なガス B	
			1B, 2	
P378	**消火するために...を使用すること。**	加圧下化学品（2.3 章）	1, 2	*－水がリスクを増大させる場合* ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適当な手段
		引火性液体（2.6 章）	1, 2, 3, 4	
		可燃性固体（2.7 章）	1, 2	
		自己反応性物質および混合物(2.8 章)	タイプ B, C, D, E, F	
		自然発火性液体（2.9 章）	1	
		自然発火性固体（2.10 章）	1	
		水反応可燃性物質および混合物 (2.12 章)	1, 2, 3	
		酸化性液体（2.13 章）	1, 2, 3	
		酸化性固体（2.14 章）	1, 2, 3	
		有機過酸化物（2.15 章）	タイプ B, C, D, E, F	
P380	**区域より退避させること。**	爆発物（2.1 章）	1, 2A, 2B, 2C	
		自己反応性物質および混合物(2.8 章)	タイプ A, B	
		酸化性液体（2.13 章）	1	
		酸化性固体（2.14 章）	1	
		有機過酸化物（2.15 章）	タイプ A, B	
		鈍性化爆発物（2.17 章）	1, 2, 3, 4	

コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)		使用の条件 (5)
P381	**漏えいした場合、着火源を除去すること。**	可燃性ガス（2.2 章）	1A	可燃性ガス	
				自然発火性ガス	
				化学的に不安定なガス A	
				化学的に不安定なガス B	
			1B, 2		
		加圧下化学品（2.3 章）	1, 2		
P390	**物的被害を防止するために流出したものを吸収すること**	金属腐食性（2.16 章）	1		
P391	**漏出物を回収すること。**	水生環境有害性（急性）（4.1 章）	1		
		水生環境有害性（慢性）（4.1 章）	1, 2		
P301 + P316	**飲み込んだ場合：すぐに救急の医療処置を受けること。**	急性毒性（経口）（3.1 章）	1, 2, 3		所管官庁または製造者/供給者は、「電話」に続けて、適当な救急時電話番号すなわち適当な救急時医療提供者、例えば中毒センター、救急センターまたは医師などを追加してもよい
		誤えん有害性（3.10 章）	1, 2		
P301 + P317	**飲み込んだ場合：医療処置を受けること。**	急性毒性（経口）（3.1 章）	4, 5		
P302 + P317	**皮膚に付着した場合：医療処置を受けること。**	急性毒性（経皮）（3.1 章）	5		
P302 + P334	**皮膚に付着した場合：冷たい水に浸すこと【または湿った包帯で覆うこと】。**	自然発火性液体（2.9 章）	1		
P302 + P352	**皮膚に付着した場合:多量の水/...で洗うこと。**	急性毒性（経皮）（3.1 章）	1, 2, 3, 4, 5		...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な洗浄剤がある場合、または明らかに水が不適切で他の薬剤を推薦する場合
		皮膚刺激性（3.2 章）	2		
		皮膚感作性（3.4 章）	1, 1A, 1B		
P304 + P317	**吸入した場合：医療処置を受けること。**	急性毒性（吸入）（3.1 章）	5		

コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P304 + P340	**吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。**	急性毒性（吸入）（3.1 章）	1, 2, 3, 4	
		皮膚腐食性（3.2 章）	1, 1A, 1B, 1C	
		呼吸器感作性（3.4 章）	1, 1A, 1B	
		特定標的臓器毒性、単回ばく露、気道刺激性（3.8 章）	3	
		特定標的臓器毒性、単回ばく露、麻酔作用（3.8 章）	3	
P306 + P360	**衣類にかかった場合：服を脱ぐ前に、直ちに汚染された衣類及び皮膚を多量の水で洗うこと。**	酸化性液体（2.13 章）	1	
		酸化性固体（2.14 章）	1	
P308 + P316	**ばく露またはその懸念がある場合：すぐに救急の医療処置を受けること。**	特定標的臓器毒性、単回ばく露、麻酔作用（3.8 章）	1, 2	所管官庁または製造者/供給者は、「電話」に続けて、適当な救急時電話番号すなわち適当な救急時医療提供者、例えば中毒センター、救急センターまたは医師などを追加してもよい。
P332 + P317	**皮膚刺激が生じた場合：医療処置を受けること。**	皮膚刺激性（3.2 章）	2, 3	*－P333+P317 がラベル上にあるときは省略してもよい*
P333 + P317	**皮膚刺激または発疹が生じた場合：医療処置を受けること。**	皮膚感作性（3.4 章）	1, 1A, 1B	
P336 + P317	**凍った部分をすぐにぬるま湯でとかすこと。受傷部はこすらないこと。医療処置を受けること。**	高圧ガス（2.5 章）	深冷液化ガス	
P337 + P317	**眼の刺激が続く場合：医療処置を受けること。**	眼刺激性（3.3 章）	2/2A, 2B	
P342 + P316	**呼吸に関する症状が出た場合：すぐに救急の医療処置を受けること。**	呼吸器感作性（3.4 章）	1,1 A, 1B	所管官庁または製造者/供給者は、「電話」に続けて、適当な救急時電話番号すなわち適当な救急時医療提供者、例えば中毒センター、救急センターまたは医師などを追加してもよい
P361 + P364	**汚染された衣類を直ちにすべて脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。**	急性毒性（経皮）（3.1 章）	1, 2, 3	

コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P362 + P364	**汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。**	急性毒性（経皮）（3.1 章）	4	
		皮膚刺激性（3.2 章）	2	
		皮膚感作性（3.4 章）	1, 1A, 1B	
P370 + P376	**火災の場合：安全に対処できるならば漏洩を止めること。**	酸化性ガス（2.4 章）	1	
P370 + P378	**火災の場合：消火するために…を使用すること。**	加圧下化学品（2.3 章）	1, 2	*－水がリスクを増大させる場合* …製造者/供給者または所管官庁が指定する適当な手段
		引火性液体（2.6 章）	1, 2, 3, 4	
		可燃性固体（2.7 章）	1, 2	
		自己反応性物質および混合物（2.8 章）	タイプ C, D, E, F	
		自然発火性液体（2.9 章）	1	
		自然発火性固体（2.10 章）	1	
		水反応可燃性物質および混合物（2.12 章）	1, 2, 3	
		酸化性液体（2.13 章）	1, 2, 3	
		酸化性固体（2.14 章）	1, 2, 3	
		有機過酸化物（2.15 章）	タイプ C, D, E, F	
P301 + P330 + P331	**飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。**	皮膚腐食性（3.2 章）	1, 1A, 1B, 1C	
P302 + P335 + P334	**皮膚についた場合：固着していない粒子を皮膚から払いのけ、冷たい水に浸すこと【または湿った包帯で覆うこと】。**	自然発火性固体（2.10 章）	1	*－【】内の文章は自然発火性固体に使用する*
		水反応可燃性物質および混合物（2.12 章）	1, 2	*－「冷たい水に浸すこと」のみ使用する。【】内の文章は使用しない*
P302 + P361 + P354	**皮膚についた場合：直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。すぐに水で数分間洗うこと。**	皮膚腐食性（3.2 章）	1, 1A, 1B, 1C	
P303 + P361 + P353	**皮膚（または髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。接触部位を水【またはシャワー】で洗うこと。**	引火性液体（2.6 章）	1, 2, 3	*―製造者/供給者または所管官庁が特定の化学品に対してそれが適当だとした場合には【】内の文章を含める*

コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P305 + P351 + P338	**眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。**	眼刺激性（3.3 章）	2/2A, 2B	
P305 + P354 + P338	**眼に入った場合：すぐに水で数分間洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。**	皮膚腐食性（3.2 章）	1, 1A, 1B, 1C	
		重篤な眼の損傷性（3.3 章）	1	
P370 + P380 + P375	**火災の場合：区域より退避させ、爆発の危険性があるため、離れた距離から消火すること。**	爆発物（2.1 章）	2C	
		鈍性化爆発物（2.17 章）	1, 2, 3	
P371 + P380 + P375	**大火災の場合で大量にある場合：区域より退避させ、爆発の危険性があるため、離れた距離から消火すること。**	酸化性液体（2.13 章）	1	
		酸化性固体（2.14 章）	1	
		鈍性化爆発物（2.17 章）	4	
P370 + P372 + P380 + P373	**火災の場合：爆発する危険性あり。区域より退避させること。炎が爆発物に届いたら消火活動をしないこと。**	爆発物（2.1 章）	1, 2A, 2B	
		自己反応性物質および混合物（2.8 章）	タイプ A	
		有機過酸化物（2.15 章）	タイプ A	
P370 + P380 + P375 【+ P378】	**火災の場合：区域より退避させ、爆発の危険性があるため、離れた距離から消火すること。【消火するために…を使用すること。】**	自己反応性物質および混合物（2.8 章）	タイプ B	*―【】内の文章は水がリスクを大きくする場合に使用する。* …製造者/供給者または所管官庁が指定する適当な手段
		有機過酸化物（2.15 章）	タイプ B	

表 A3.2.4　保管注意書き

コード (1)	保管注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P401	**…にしたがって保管すること。**	爆発物（2.1 章）	1, 2A, 2B, 2C	…製造者/供給者または所管官庁が特定する適用できる国際/国/都道府県/市町村の規則
		鈍性化爆発物（2.17 章）	1, 2, 3, 4	
P402	**乾燥した場所に保管すること。**	水反応可燃性物質および混合物（2.12 章）	1, 2, 3	
P403	**換気の良い場所で保管すること。**	可燃性ガス（2.2 章）	1A 可燃性ガス	
			1A 自然発火性ガス	
			1A 化学的に不安定なガス A	
			1A 化学的に不安定なガス B	
			1B, 2	
		加圧下化学品（2.3 章）	1, 2, 3	
		酸化性ガス（2.4 章）	1	
		高圧ガス（2.5 章）	圧縮ガス	
			液化ガス	
			深冷液化ガス	
			溶解ガス	
		引火性液体（2.6 章）	1, 2, 3, 4	*－引火性液体区分 1 および他の引火性液体で揮発性が高く爆発する環境をつくる可能性があるとき*
		自己反応性物質および混合物（2.8 章）	タイプ A, B, C, D, E, F	*－温度が管理されている自己反応性物質および混合物または有機過酸化物は、濃縮およびそれに伴う凍結が起きるので、除外する*
		有機過酸化物（2.15 章）	タイプ A, B, C, D, E, F	
		急性毒性（吸入）（3.1 章）	1, 2,3	*－化学品が揮発性で有害な環境をつくりだす場合*
		特定標的臓器毒性、単回ばく露、気道刺激性（3.8 章）	3	
		特定標的臓器毒性、単回ばく露、麻酔作用（3.8 章）	3	
P404	**密閉容器に保管すること。**	水反応可燃性物質および混合物（2.12 章）	1, 2, 3	

コード (1)	保管注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P405	**施錠して保管すること。**	急性毒性（経口）（3.1 章）	1, 2, 3	
		急性毒性（経皮）（3.1 章）	1, 2,3	
		急性毒性（吸入）（3.1 章）	1, 2, 3	
		皮膚腐食性（3.2 章）	1, 1A, 1B, 1C	
		生殖細胞変異原性（3.5 章）	1, 1A, 1B, 2	
		発がん性（3.6 章）	1, 1A, 1B, 2	
		生殖毒性（3.7 章）	1, 1A, 1B, 2	
		特定標的臓器毒性、単回ばく露、（3.8 章）	1, 2	
		特定標的臓器毒性、単回ばく露、気道刺激性（3.8 章）	3	
		特定標的臓器毒性、単回ばく露、麻酔作用（3.8 章）	3	
		誤えん有害性（3.10 章）	1, 2	
P406	**耐腐食性/耐腐食性内張りのある…容器に保管すること。**	金属腐食性（2.16 章）	1	*－P234 がラベルに記載されている場合には省略してもよい* …製造者/供給者または所管官庁が指定する他の互換性がある材料
P407	**積荷またはパレット間にすきまをあけること。**	自己発熱性物質および混合物（2.11 章）	1, 2	

コード (1)	保管注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P410	**日光から遮断すること。**	エアゾール（2.3 章）	1, 2, 3	
		加圧下化学品（2.3 章）	1, 2, 3	*－加圧下化学品が UN モデル規則の包装指示 P200 または P206 にしたがっている輸送用シリンダーに充填されている場合には削除してもよい、ただしこれらの加圧下化学品が（遅い）分解や高分子化を起こさず、または所管官庁が他の方法を示さない場合に限る*
		高圧ガス（2.5 章）	圧縮ガス 液化ガス 溶解ガス	*－ガスが UN モデル規則の包装指示 P200 にしたがっている運送用ガスシリンダーに充填されている場合には削除してもよい、ただしこれらのガスが（遅い）分解や高分子化を起こさず、または所管官庁が他の方法を示さない場合に限る*
		自己発熱性物質および混合物（2.11 章）	1, 2	
		有機過酸化物（2.15 章）	タイプ A, B, C, D, E, F	
P411	**…°C 以下の温度で保管すること。**	自己反応性物質および混合物（2.8 章）	タイプ A, B, C, D, E, F	*－温度管理が必要な場合（GHS2.8.2.3 または 2.15.2.3 により）あるいは他の方法が必要と考えられる場合* …製造者/供給者または所管官庁が適用可能な温度計を用いて指定した温度
		有機過酸化物（2.15 章）	タイプ A, B, C, D, E, F	
P412	**50°C 以上の温度にばく露しないこと。**	エアゾール（2.3 章）	1, 2, 3	製造者/供給者または所管官庁が指定する適用可能な温度計を用いる
P413	**…kg 以上の大量品は、…°C 以下の温度で保管すること。**	自己発熱性物質および混合物（2.11 章）	1, 2	…製造者/供給者または所管官庁が指定する適用可能な計測器を用いた量と温度

コード (1)	保管注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P420	**隔離して保管すること。**	自己反応性物質および混合物（2.8 章）	*タイプタイプ* A, B, C, D, E, F	
		自己発熱性物質および混合物（2.11 章）	1,2	
		酸化性液体（2.13 章）	1	
		酸化性固体（2.14 章）	1	
		有機過酸化物（2.15 章）	*タイプタイプ* A, B, C, D, E, F	
P402 + P404	**乾燥した場所または密閉容器に保管すること。**	水反応可燃性物質および混合物（2.12 章）	1, 2, 3	
P403 + P233	**換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。**	急性毒性（吸入）（3.1 章）	1, 2, 3	*－化学品が揮発性で有害な環境を作る可能性があるとき*
		特定標的臓器毒性、単回ばく露、気道刺激性（3.8 章）	3	
		特定標的臓器毒性、単回ばく露、麻酔作用（3.8 章）	3	
P403 + P235	**換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。**	引火性液体（2.6 章）	1, 2, 3	*－引火性液体区分 1 および揮発性があり爆発する環境を作る可能性のある液体*
P410 + P403	**日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。**	加圧下化学品（2.3 章）	1, 2, 3	*－P410 は、加圧下化学品が UN モデル規則の包装指示 P200 または P206 にしたがっている輸送用シリンダーに充填されている場合には削除してもよい、ただしこれらの加圧下化学品が（遅い）分解や高分子化を起こさず、または所管官庁が他の方法を示さない場合に限る*
		高圧ガス（2.5 章）	圧縮ガス 液化ガス 溶解ガス	*－P410 は、ガスが UN モデル規則の包装指示 P200 にしたがっている運送用ガスシリンダーに充填されている場合には削除してもよい、ただしこれらのガスが（遅い）分解や高分子化を起こさず、または所管官庁が他の方法を示さない場合に限る。*
P410 + P412	**日光から遮断し、50°C 以上の温度にばく露しないこと。**	エアゾール（2.3 章）	1, 2, 3	製造者/供給者または所管官庁が指定する適用可能な温度計を用いる

表 A3.2.5　廃棄注意書き

コード (1)	廃棄注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P501	**内容物/容器を…に廃棄すること。**	引火性液体（2.6 章）	1, 2, 3, 4	…国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件
		自己反応性物質および混合物（2.8 章）	タイプ A, B, C, D, E, F	
		水反応可燃性物質および混合物（2.12 章）	1, 2, 3	
		酸化性液体（2.13 章）	1, 2, 3	
		酸化性固体（2.14 章）	1, 2, 3	
		有機過酸化物（2.15 章）	タイプ A, B, C, D, E, F	
		鈍性化爆発物（2.17 章）	1, 2, 3, 4	
		急性毒性（経口）（3.1 章）	1, 2, 3, 4	
		急性毒性（経皮）（3.1 章）	1, 2, 3, 4	
		急性毒性（吸入）（3.1 章）	1, 2,3	
		皮膚腐食性（3.2 章）	1, 1A, 1B, 1C	…国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件
		呼吸器感作性（3.4 章）	1, 1A, 1B	
		皮膚感作性（3.4 章）	1, 1A, 1B	
		生殖細胞変異原性（3.5 章）	1, 1A, 1B, 2	
		発がん性（3.6 章）	1, 1A, 1B, 2	
		生殖毒性（3.7 章）	1, 1A, 1B, 2	
		特定標的臓器毒性、単回ばく露、（3.8 章）	1, 2	
		特定標的臓器毒性、単回ばく露、気道刺激性（3.8 章）	3	
		特定標的臓器有害性、単回ばく露、麻酔作用（3.8 章）	3	
		特定標的臓器毒性、反復ばく露、（3.9 章）	1, 2	
		誤えん有害性（3.10 章）	1, 2	
		水生環境有害性（急性）（4.1 章）	1, 2, 3	
		水生環境有害性（慢性）（4.1 章）	1, 2, 3, 4	

コード (1)	廃棄注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	危険有害性区分 (4)	使用の条件 (5)
P502	**回収またはリサイクルに関する情報について製造者または供給者に問い合わせる。**	オゾン層への有害性（4.2 章）	1	
P503	**廃棄/回収/リサイクルに関する情報について製造者/供給者/…に問い合わせる。**	爆発物（2.1 章）	1, 2A, 2B, 2C	…製造者/供給者または所管官庁が特定する適用可能な国際/国/都道府県/市町村の規則に従った適当な情報源

附属書 3

第 3 節

危険有害性クラス/区分にしたがった注意書きのマトリクス

A3.3.1 序文

A3.3.1.1 当節では、GHS の各危険有害性クラスおよび危険有害性区分に対して推奨される注意書きを、特定の危険有害性クラスまたは区分を持たない一般的な注意書きを除いて、注意書きのタイプ（A3.2.1.2 および A3.2.2.1 参照）によってマトリクスに配列した。マトリクスは適切な注意書きの選択を示し、予防行動のすべての種類の要素を含んでいる。特定の危険有害性クラスに関係するすべての特異的な項目が使用されなければならない。加えて、ある危険有害性または区分に関係していない一般的な注意書きも、適切な場合には（A3.2.6 参照）、使用されなければならない。

A3.3.1.2 マトリクスを構成している表には注意書きの核心部分を太字で示す。特別の指示がない限りこの文言がラベルに記載される。しかしながら、すべての場合にまったく同一の言葉の組合せを強制することは不要である。

A3.3.1.3 多くの場合推奨される注意書きは独立している。例えば、爆発危険性の警句は健康有害性に関するものを制限しない、また危険性と有害性の両方に分類されるものは、どちらに対しても注意書きを持つべきである。

爆発物
（第 2.1 章）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
1	爆弾の爆発		危険	H209　爆発物 H210　非常に敏感 H211　敏感である可能性

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P203 **使用前にすべての安全説明書を入手し、読み、従うこと。** P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。** P230 **…にて希釈しておくこと。** *－爆発性の性質を抑制するために、固体または液体で希釈された、又は水または他の液体で湿らされた、懸濁された物質及び混合物に対して* …製造者/供給者または所管官庁が指定する適当な物質 P240 **容器を接地しアースを取ること** *－爆発物が静電気的に敏感である場合* P250 **粉砕/衝撃/摩擦/…のような取り扱いをしないこと。** *－爆発物が力学的に敏感である場合* …製造者/供給者または所管官庁が指定する乱暴な取扱い P280 **保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具…を着用すること。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	P370+P372+P380+P373 **火災の場合：爆発する危険性あり。区域より退避させること。炎が爆発物に届いたら消火活動をしないこと。**	P401 **…にしたがって保管すること。** …製造者/供給者または所管官庁が特定する適用できる国際/国/都道府県/市町村の規則	P503 **廃棄/回収/リサイクルに関する情報について製造者/供給者/…に問い合わせる。** …製造者/供給者または所管官庁が特定する適用できる国際/国/都道府県/市町村の規則

爆発物
（第 2.1 章）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
2A	爆弾の爆発		危険	H209　爆発物
2B	爆弾の爆発		警告	H204　火災または飛散危険性

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P203 **使用前にすべての安全説明書を入手し、読み、従うこと。** P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。** P230 **…にて希釈しておくこと。** *－爆発性の性質を抑制するために、固体または液体で希釈された、又は水または他の液体で湿らされた、懸濁された物質及び混合物に対して* …製造者/供給者または所管官庁が指定する適当な物質 P234 **他の容器に移し替えないこと。** *－P236 が使用されている場合には省略* P236 **元の容器のままで保存すること：輸送の構成において区分…。** *－輸送のクラス 1 の区分が割り当てられた爆発物に対して適用する* *－単一包装で、区分（クラス 1）を示す輸送絵表示が示されていれば、省略してもよい* *－輸送の異なる区分になっている他の外部包装が使用されていれば省略してもよい* …製造者/供給者または所管官庁が指定する輸送の区分	P370+P372+P380+P373 **火災の場合：爆発する危険性あり。区域より退避させること。炎が爆発物に届いたら消火活動をしないこと。**	P401 **…にしたがって保管すること。** …製造者/供給者または所管官庁が特定する適用できる国際/国/都道府県/市町村の規則	P503 **廃棄/回収/リサイクルに関する情報について製造者/供給者/…に問い合わせる。** …製造者/供給者または所管官庁が特定する適用できる国際/国/都道府県/市町村の規則

（次ページに続く）

爆発物
（第 2.1 章） ***（続き）***

危険有害性区分	**シンボル**	**注意喚起語**	**危険有害性情報**
2A	爆弾の爆発	危険	H209　爆発物
2B	爆弾の爆発	警告	H204　火災または飛散危険性

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P240 **容器を接地しアースを取ること。** *－爆発物が静電気的に敏感である場合* P250 **粉砕/衝撃/摩擦/…のような取り扱いをしないこと。** *－爆発物が力学的に敏感である場合* …製造者/供給者または所管官庁が指定する乱暴な取扱い P280 **保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具…を着用すること。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類			

爆発物
（第 2.1 章）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
2C	感嘆符		警告	H204　火災または飛散危険性

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。** P230 **…にて湿らせておくこと。** *－爆発性を減少あるいは抑制するために鈍感剤を含む鈍性化剤で湿らせ、希釈、溶解あるいは懸濁させた物質および混合物の場合（鈍性化爆発物）* …製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な物質 P234 **他の容器に移し替えないこと。** *－P236 が使用されている場合には省略* P236 **元の容器のままで保存すること： 輸送の構成において区分…。** *－輸送のクラス 1 の区分が割り当てられた爆発物に対して適用する* *－単一包装で、区分（クラス 1）を示す輸送絵表示が示されていれば、省略してもよい* *－輸送の異なる区分になっている他の外部包装が使用されていれば省略してもよい。* …製造者/供給者または所管官庁が指定する輸送の区分	P370+P380+P375 **火災の場合：区域より退避させ、爆発の危険性があるため、離れた距離から消火すること。**	P401 **…にしたがって保管すること。** …製造者/供給者または所管官庁が特定する適用できる国際/国/都道府県/市町村の規則	P503 **廃棄/回収/リサイクルに関する情報について製造者/供給者/…に問い合わせる。** …製造者/供給者または所管官庁が特定する適用できる国際/国/都道府県/市町村の規則

（次ページに続く）

危険有害性区分	**シンボル**		**注意喚起語**	**危険有害性情報**
2C	感嘆符		警告	H204　火災または飛散危険性

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P240 **容器を接地しアースを取ること。** *－爆発物が静電気的に敏感である場合* P250 **粉砕/衝撃/摩擦/…のような取り扱いをしないこと。** *－爆発物が力学的に敏感である場合* …製造者/供給者または所管官庁が指定する乱暴な取扱い P280 **保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具…を着用すること。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類			

可燃性ガス
（第 2.2 章）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
1A	炎		危険	H220　極めて可燃性の高いガス
1B	炎		危険	H221　可燃性ガス
2	なし		警告	H221　可燃性ガス

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。**	P377 **漏洩ガス火災の場合：** **漏洩が安全に停止されない限り消火しないこと。** P381 **漏えいした場合、着火源を除去すること。**	P403 **換気の良い場所で保管すること。**	

可燃性ガス
（第 2.2 章）
（自然発火性ガス）

危険有害性区分
1A、自然発火性ガス

シンボル
炎

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H220　極めて可燃性の高いガス
H232　空気に触れると自然発火のおそれ

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。** P222 **空気に接触させないこと。** *－危険有害性情報の強調が必要と考えられる場合* P280 **保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具…を着用すること。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	P377 **漏洩ガス火災の場合：** **漏洩が安全に停止されない限り消火しないこと。** P381 **漏えいした場合、着火源を除去すること。**	P403 **換気の良い場所で保管すること。**	

注記：この表は、可燃性および自然発火性ガスに関連する注意書きのみ示している。化学的不安定性に基づいて割り当てられた他の注意書きについては、化学的に不安定なガスの A および B に関する表を参照のこと。

可燃性ガス
（第 2.2 章）
（化学的に不安定なガス）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
1A、化学的に不安定なガス A	炎		危険	H220　極めて可燃性の高いガス H230　空気が無くても爆発的に反応するおそれ
1A、化学的に不安定なガス B	炎		危険	H220　極めて可燃性の高いガス H231　圧力および/または温度が上昇した場合、空気が無くても爆発的に反応するおそれ

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P203 **使用前にすべての安全説明書を入手し、読み、従うこと。** P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。**	P377 **漏洩ガス火災の場合：漏洩が安全に停止されない限り消火しないこと。** P381 **漏えいした場合、着火源を除去すること。**	P403 **換気の良い場所で保管すること。**	

注記：この表は、可燃性および化学的に不安定なガスに関連する注意書きのみ示している。自然発火性に基づいて割り当てられた他の注意書きについては、自然発火性ガスに関する表を参照のこと。

エアゾール
（第 2.3 章、2.3.1）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
1	炎		危険	H222　極めて可燃性の高いエアゾール H229　高圧容器：熱すると破裂のおそれ
2	炎		警告	H223　可燃性エアゾール H229　高圧容器：熱すると破裂のおそれ

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。** P211 **裸火または他の着火源に噴霧しないこと。** P251 **使用後も含め、穴をあけたり燃やしたりしないこと。**		P410 + P412 **日光から遮断し、50 ℃ 以上の温度にばく露しないこと。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適用可能な温度計を用いる	

エアゾール
（第 2.3 章、2.3.1）

危険有害性区分	シンボル	注意喚起語	危険有害性情報
3	*なし*	警告	H229　高圧容器：熱すると破裂のおそれ

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。** P251 **使用後も含め、穴をあけたり燃やしたりしないこと。**		P410 + P412 **日光から遮断し、50 ℃ 以上の温度にばく露しないこと。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適用可能な温度計を用いる	

加圧下化学品
（第 2.3 章、2.3.2）

危険有害性区分	シンボル	注意喚起語	危険有害性情報
1	炎およびガスボンベ	危険	H282　極めて可燃性の高い加圧下化学品：熱すると爆発のおそれ
2	炎およびガスボンベ	警告	H283　可燃性の加圧下化学品：熱すると爆発のおそれ

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。** P211 **裸火または他の着火源に噴霧しないこと。**	P381 **漏洩した場合、着火源を除去すること。** P376 **安全に対処できるなら漏洩を止めること。** P370+P378 **火災の場合：消火するために…を使用すること。** *－水がリスクを増大させる場合* **…製造者/供給者または所管官庁が指定する適当な手段**	P410 + P403 **日光から遮断し、喚起の良い場所で保管すること。** *P410 は、加圧下化学品が UN モデル規則の包装指示 P200 または P206 にしたがっている運送用シリンダーに充填されている場合には削除してもよい、ただしこれらの加圧下化学品が（遅い）分解や高分子化を起こさず、または所管官庁が他の方法を示さない場合に限る。*	

加圧下化学品
（第 2.3 章、2.3.2）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
3	ガスボンベ		警告	H284　加圧下化学品：熱すると爆発のおそれ

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。**	P376 **安全に対処できるなら漏洩を止めること。**	P410 + P403 **日光から遮断し、喚起の良い場所で保管すること。** *P410 は、加圧下化学品が UN モデル規則の包装指示 P200 または P206 にしたがっている運送用シリンダーに充填されている場合には削除してもよい、ただしこれらの加圧下化学品が（遅い）分解や高分子化を起こさず、または所管官庁が他の方法を示さない場合に限る。*	

酸化性ガス
（第 2.4 章）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
1	円状の炎		危険	H270　発火または火災助長のおそれ；酸化性物質

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P220 **衣類および可燃物から遠ざけること。** P244 **バルブや付属品にはグリースおよび油を使用しないこと。**	P370 + P376 **火災の場合：安全に対処できるならば漏洩を止めること。**	P403 **換気の良い場所で保管すること。**	

高圧ガス
（第 2.5 章）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
圧縮ガス	ガスボンベ		警告	H280　高圧ガス；熱すると爆発のおそれ
液化ガス	ガスボンベ		警告	H280　高圧ガス；熱すると爆発のおそれ
溶解ガス	ガスボンベ		警告	H280　高圧ガス；熱すると爆発のおそれ

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
		P410 + P403 **日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。** *P410 はガスが UN モデル規則の包装指示 P200 にしたがっている運送用ガスシリンダーに充填されている場合には削除してもよい、ただしこれらのガスが（遅い）分解や高分子化を起こさず、または所管官庁が他の方法を示さない場合に限る*	

高圧ガス
（第 2.5 章）

危険有害性区分
深冷液化ガス

シンボル
ガスボンベ

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H281　深冷液化ガス；凍傷または傷害のおそれ

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P282 **耐寒手袋および保護面または保護眼鏡を着用すること。**	P336+P317 **凍った部分をすぐにぬるま湯でとかすこと。受傷部はこすらないこと。医療処置を受けること。**	P403 **換気の良い場所で保管すること。**	

引火性液体
（第 2.6 章）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
1	炎		危険	H224　極めて引火性の高い液体および蒸気
2	炎		危険	H225　引火性の高い液体および蒸気
3	炎		警告	H226　引火性液体および蒸気

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。** P233 **容器を密閉しておくこと。** *－液体が揮発性で爆発する環境をつくる可能性があるとき* P240 **容器を接地しアースを取ること。** *－液体が揮発性で爆発する環境を作る可能性があるとき* P241 **防爆型の【電気/換気/照明/…】機器を使用すること。** *－液体が揮発性で爆発する環境をつくる可能性があるとき* *－【】内の文章は、電気機器、換気装置、照明機器あるいは他の機器を特定するために、必要性がある場合に適切に使用される* *－国内規制でより詳細な規定がある場合にはこの注意書きは省略してもよい* P242 **火花を発生させない工具を使用すること。** *－液体が揮発性で爆発する環境をつくる可能性があるときおよび最少引火エネルギーが非常に低い場合（これは例えば二硫化炭素のように、最少引火エネルギーが 0.1mJ 未満の物質や混合物に適用される。）* P243 **静電気放電に対する予防措置を講ずること。** *－液体が揮発性で爆発する環境をつくる可能性があるとき* *－国内規制でより詳細な規定がある場合にはこの注意書きは省略してもよい* P280 **保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具/…を着用すること。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	P303 + P361 + P353 **皮膚（または髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。接触部位を流水【またはシャワー】で洗うこと。** *―製造者/供給者または所管官庁が特定の化学品に対してそれが適切だとした場合には【】内の文章を含める* P370 + P378 **火災の場合：消火するために…を使用すること。** *－水がリスクを増大させる場合* …製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段	P403 + P235 **換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。** *－引火性液体区分 1 および揮発性があり爆発する環境をつくる可能性がある他の液体*	P501 **内容物/容器を…に廃棄すること。** …国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

引火性液体
（第 2.6 章）

危険有害性区分	シンボル	注意喚起語	危険有害性情報
4	*なし*	警告	H227　可燃性液体

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。** P280 **保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具…を着用すること。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	P370 + P378 **火災の場合：消火するために…を使用すること。** *－水がリスクを増大させる場合* …製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段	P403 **換気の良い場所で保管すること。** *－引火性液体区分 1 および他の引火性液体で揮発性が高く爆発する環境をつくる可能性があるとき*	P501 **内容物/容器を…に廃棄すること。** …国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

可燃性固体
（第 2.7 章）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
1	炎		危険	H228　可燃性固体
2	炎		警告	H228　可燃性固体

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。－禁煙。** P240 **容器を接地しアースを取ること。** *－固体が静電気的に敏感である場合* P241 **防爆型の【電気/換気/照明/…】機器を使用すること。** *－粉じん雲が発生する可能性のある場合* *－【】内の文章は、電気機器、換気装置、照明機器あるいは他の機器を特定するために、必要性がある場合に適切に使用される* *－国内規制でより詳細な規定がある場合にはこの注意書きは省略してもよい* P280 **保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具…を着用すること。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	P370 + P378 **火災の場合：消火するために…を使用すること。** *－水がリスクを増大させる場合* …製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段.		

自己反応性物質および化学品
（第 2.8 章）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
タイプ A	爆弾の爆発		危険	H240　熱すると爆発のおそれ

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。** . P234 **他の容器に移し替えないこと。** P235 **涼しいところに置くこと。** *－P411 がラベルに示されている場合には省略してもよい* P240 **容器を接地しアースを取ること。** *－静電気的に敏感で、爆発する環境をつくる可能性があるとき* P280 **保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具…を着用すること。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	P370 + P372 + P380 + P373 **火災の場合：爆発する危険性あり。区域より退避させること。炎が爆発物に届いたら消火活動をしないこと。**	P403 **換気の良い場所で保管すること。** *－温度が管理されている自己反応性物質および混合物または有機過酸化物は、濃縮およびそれに伴う凍結が起きるので、除外する* P411 **…℃以下の温度で保管すること。** *－温度管理が必要な場合（GHS2.8.2.3 または 2.15.2.3 により）あるいは他の方法が必要と考えられる場合* …製造者/供給者または所管官庁が適用可能な温度計を用いて指定した温度 P420 **隔離して保管すること。**	P501 **内容物/容器を…に廃棄すること。** …国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

自己反応性物質および化学品
（第 2.8 章）

危険有害性区分
タイプ B

シンボル
爆弾の爆発
および炎

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H241　熱すると火災または爆発のおそれ

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。** . P234 **他の容器に移し替えないこと。** P235 **涼しいところに置くこと。** *－P411 がラベルに示されている場合には省略してもよい* P240 **容器を接地しアースを取ること。** *－静電気的に敏感で、爆発危険性を増す可能性がある場合* P280 **保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具…を着用すること。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	P370＋P380＋P375【+P378】 **火災の場合：区域より退避させ、爆発の危険性があるため、離れた距離から消火すること。【消火するために…を使用すること。】** *－【】内の文章は水がリスクを大きくする場合に使用する。* …製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段	P403 **換気の良い場所で保管すること。** *－温度が管理されている自己反応性物質および混合物または有機過酸化物は、濃縮およびそれに伴う凍結が起きるので、除外する* P411 **…℃以下の温度で保管すること。** *－温度管理が必要な場合（GHS2.8.2.3 または 2.15.2.3 により）あるいは他の方法が必要と考えられる場合* …製造者/供給者または所管官庁が適用可能な温度計を用いて指定した温度 P420 **隔離して保管すること。**	P501 **内容物/容器を…に廃棄すること。** …国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

自己反応性物質および化学品
（第 2.8 章）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
タイプ C	炎		危険	H242　熱すると火災のおそれ
タイプ D	炎		危険	H242　熱すると火災のおそれ
タイプ E	炎		警告	H242　熱すると火災のおそれ
タイプ F	炎		警告	H242　熱すると火災のおそれ

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。** . P234 **他の容器に移し替えないこと。** P235 **涼しいところに置くこと。** *－P411 がラベルに示されている場合には省略してもよい* P240 **容器を接地しアースを取ること。** *－静電気的に敏感で、爆発危険性を増す可能性がある場合* P280 **保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具…を着用すること。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	P370 + P378 **火災の場合：消火するために…を使用すること。** *－水がリスクを増大させる場合* …製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段	P403 **換気の良い場所で保管すること。** *－温度が管理されている自己反応性物質および混合物または有機過酸化物は、濃縮およびそれに伴う凍結が起きるので、除外する* P411 **…℃以下の温度で保管すること。** *－温度管理が必要な場合（GHS2.8.2.3 または 2.15.2.3 により）あるいは他の方法が必要と考えられる場合* …製造者/供給者または所管官庁が適用可能な温度計を用いて指定した温度 P420 **隔離して保管すること。**	P501 **内容物/容器を…に廃棄すること。** …国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

自然発火性液体
（第 2.9 章）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
1	炎		危険	H250　空気に触れると自然発火

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。** P222 **空気に接触させないこと。** *－危険有害性情報の強調が必要と考えられる場合* P231 **不活性ガス/…下で取扱い、保管すること。** …「不活性ガス」が適当でない場合、製造者/供給者または所管官庁が指定する適当な液体またはガス P233 **容器を密閉しておくこと。** P280 **保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具…を着用すること。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	P302 + P334 **皮膚に付着した場合：冷たい水に浸すこと【または湿った包帯で覆うこと】。** P370 + P378 **火災の場合：消火するために…を使用すること。** *－水がリスクを増大させる場合* …製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段.		

自然発火性固体
（第 2.10 章）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
1	炎		危険	H250　空気に触れると自然発火

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。** P222 **空気に接触させないこと。** *－危険有害性情報の強調が必要と考えられる場合* P231 **不活性ガス/…下で取扱い、保管すること。** …「不活性ガス」が適当でない場合、製造者/供給者または所管官庁が指定する適当な液体またはガス P233 **容器を密閉しておくこと。** P280 **保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具…を着用すること。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	P302+P335+P334 **皮膚についた場合：固着していない粒子を皮膚から払いのけ、冷たい水に浸すことまたは湿った包帯で覆うこと。** P370 + P378 **火災の場合：消火するために…を使用すること。** *－水がリスクを増大させる場合* …製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段		

自己発熱性物質および化学品
（第 2.11 章）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
1	炎		危険	H251　自己発熱；発火のおそれ
2	炎		警告	H252　大量の場合自己発熱；火災のおそれ

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P235 **涼しい所に置くこと。** *－P413がラベルに示されている場合には省略してもよい* P280 **保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具…を着用すること。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類		P407 **積荷またはパレット間にすきまをあけること。** P410 **日光から遮断すること。** P413 **…kg 以上の大量品は、…℃ 以下の温度で保管すること。** …製造者/供給者または所管官庁が指定する適用可能な計測器を用いた量と温度 P420 **隔離して保管すること。**	

水反応可燃性物質および化学品
（第 2.12 章）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
1	炎		危険	H260　水に触れると自然発火するおそれのある可燃性ガスを発生
2	炎		危険	H261　水に触れると可燃性ガスを発生

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P223 **水と接触させないこと。** *－危険有害性情報の強調が必要と考えられる場合* P231+P232 **湿気を遮断し、不活性ガス/…下で取り扱い保管すること。** *－物質あるいは混合物が空気中の水分と速やかに反応する場合* …もし「不活性ガス」が適切でない場合には、製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な液体又はガス P280 **保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具…を着用すること。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	P302+P335+P334 **皮膚についた場合：固着していない粒子を皮膚から払いのけ、冷たい水に浸すこと。** P370 + P378 **火災の場合：消火するために…を使用すること。** *－水がリスクを増大させる場合* …製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段	P402 + P404 **乾燥した場所または密閉容器に保管すること。**	P501 **内容物/容器を…に廃棄すること。** …国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

水反応可燃性物質および化学品
（第 2.12 章）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
3	炎		警告	H261　水に触れると可燃性ガスを発生

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P231+P232 **湿気を遮断し、不活性ガス/…下で取り扱い保管すること。** *－物質あるいは混合物が空気中の水分と速やかに反応する場合* *…もし「不活性ガス」が適切でない場合には、製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な液体又はガス* P280 **保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具…を着用すること。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	P370 + P378 **火災の場合：消火するために…を使用すること。** *－水がリスクを増大させる場合* …製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段	P402 + P404 **乾燥した場所または密閉された容器中で保管すること。**	P501 **内容物/容器を…に廃棄すること。** …国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

酸化性液体
（第 2.13 章）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
1	円上の炎		危険	H271　火災または爆発のおそれ；強酸化性物質

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。** P220 **衣類および可燃物から遠ざけること。** P280 **保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具…を着用すること。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類 P283 **防火服または防炎服を着用すること。**	P306 + P360 **衣類にかかった場合：服を脱ぐ前に、直ちに汚染された衣類および皮膚を多量の水で洗うこと。** P371 + P380 + P375 **大火災の場合で大量にある場合：区域より退避させ、爆発の危険性があるため、離れた距離から消火すること。** P370 + P378 **火災の場合：消火するために..を使用すること。** *－水がリスクを増大させる場合* …製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段	P420 **隔離して保管すること。**	P501 **内容物/容器を…に廃棄すること。** …国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

酸化性液体
（第 2.13 章）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
2	円上の炎		危険	H272　火災助長のおそれ；酸化性物質
3	円上の炎		警告	H272　火災助長のおそれ；酸化性物質

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙**。 P220 **衣類および可燃物から遠ざけること。** P280 **保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具…を着用すること。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	P370 + P378 **火災の場合：消火するために…を使用すること。** *―水がリスクを増大させる場合* …製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段		P501 **内容物/容器を…に廃棄すること。** …国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

酸化性固体
（第 2.14 章）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
1	円上の炎		危険	H271　火災または爆発のおそれ；強酸化性物質

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。** P220 **衣類および可燃物から遠ざけること。** P280 **保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具…を着用すること。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類 P283 **防火服または防炎服を着用すること。**	P306 + P360 **衣類にかかった場合：服を脱ぐ前に、直ちに汚染された衣類および皮膚を多量の水で洗うこと。** P371 + P380 + P375 **大火災の場合で大量にある場合：区域より退避させ、爆発の危険性があるため、離れた距離から消火すること。** P370 + P378 **火災の場合：消火するために…を使用すること。** *－水がリスクを増大させる場合* …製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段	P420 **隔離して保管すること。**	P501 **内容物/容器を…に廃棄すること。** …国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

酸化性固体
（第 2.14 章）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
2	円上の炎		危険	H272　火災助長のおそれ；酸化性物質
3	円上の炎		警告	H272　火災助長のおそれ；酸化性物質

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。** P220 **衣類および可燃物から遠ざけること。** P280 **保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具…を着用すること。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	P370 + P378 **火災の場合：消火するために…を使用すること。** *－水がリスクを増大させる場合* …製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段		P501 **内容物/容器を…に廃棄すること。** …国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

有機過酸化物
（第 2.15 章）

危険有害性区分
タイプ A

シンボル
爆弾の爆発

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H240　熱すると爆発のおそれ

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。** P234 **他の容器に移し替えないこと。** P235 **涼しいところに置くこと。** *－P411 がラベルに示されている場合には省略してもよい* P240 **容器を接地しアースを取ること。** *－静電気的に敏感で、爆発する環境をつくる可能性があるとき* P280 **保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具…を着用すること。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	P370+P372+P380+P373 **火災の場合：爆発する危険性あり。区域より退避させること。炎が爆発物に届いたら消火活動をしないこと。**	P403 **換気の良い場所で保管すること。** *－温度が管理されている自己反応性物質および混合物または有機過酸化物は、濃縮およびそれに伴う凍結が起きるので、除外する* P410 **日光から遮断すること。** P411 **…℃以下の温度で保管すること。** *－温度管理が必要な場合（GHS2.8.2.3 または 2.15.2.3 により）あるいは他の方法が必要と考えられる場合* …製造者/供給者または所管官庁が適用可能な温度計を用いて指定した温度 P420 **隔離して保管すること。**	P501 **内容物/容器を…に廃棄すること。** …国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

有機過酸化物
（第 2.15 章）

危険有害性区分
タイプ B

シンボル
爆弾の爆発
および炎

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H241　熱すると火災または爆発のおそれ

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。** P234 **他の容器に移し替えないこと。** P235 **涼しいところに置くこと。** *－P411 がラベルに示されている場合には省略してもよい* P240 **容器を接地しアースを取ること。** *－静電気的に敏感で、爆発する環境をつくる可能性があるとき* P280 **保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具…を着用すること。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	P370＋P380＋P375【+P378】 **火災の場合：区域より退避させ、爆発の危険性があるため、離れた距離から消火すること。【消火するために…を使用すること。】** *－【】内の文章は水がリスクを大きくする場合に使用する。* …製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段	P403 **換気の良い場所で保管すること。** *－温度が管理されている自己反応性物質および混合物または有機過酸化物は、濃縮およびそれに伴う凍結が起きるので、除外する* P410 **日光から遮断すること。** P411 **…℃以下の温度で保管すること。** *－温度管理が必要な場合（GHS2.8.2.3 または 2.15.2.3 により）あるいは他の方法が必要と考えられる場合* …製造者/供給者または所管官庁が適用可能な温度計を用いて指定した温度 P420 **隔離して保管すること。**	P501 **内容物/容器を…に廃棄すること。** …国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

有機過酸化物
（第 2.15 章）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
タイプ C	炎		危険	H242　熱すると火災のおそれ
タイプ D	炎		危険	H242　熱すると火災のおそれ
タイプ E	炎		警告	H242　熱すると火災のおそれ
タイプ F	炎		警告	H242　熱すると火災のおそれ

注意書き

安全対策	応急措置	保管	廃棄
P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。** P234 **他の容器に移し替えないこと。** P235 **涼しいところに置くこと。** *－P411 がラベルに示されている場合には省略してもよい* P240 **容器を接地しアースを取ること。** *－静電気的に敏感で、爆発する環境をつくる可能性があるとき* P280 **保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具…を着用すること。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	P370+P378 **火災の場合：消火するために…を使用すること。** *－水がリスクを増大させる場合* …製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段	P403 **換気の良い場所で保管すること。** *－温度が管理されている自己反応性物質および混合物または有機過酸化物は、濃縮およびそれに伴う凍結が起きるので、除外する* P410 **日光から遮断すること。** P411 **…℃以下の温度で保管すること。** *－温度管理が必要な場合（GHS2.8.2.3 または 2.15.2.3 により）あるいは他の方法が必要と考えられる場合* …製造者/供給者または所管官庁が適用可能な温度計を用いて指定した温度 P420 **隔離して保管すること。**	P501 **内容物/容器を…に廃棄すること。** …国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

金属腐食性
（第 2.16 章）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
1	腐食性		警告	H290　金属腐食のおそれ

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P234 **他の容器に移し替えないこと。**	P390 **物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。**	P406 **耐腐食性/耐腐食性内張りのある…容器に保管すること。** *－P234 がラベルにある場合省略してもよい* …製造者/供給者または所管官庁が指定する他の互換性がある材料	

鈍性化爆発物
（第 2.17 章）

危険有害性区分	シンボル	注意喚起語	危険有害性情報
1	炎	危険	H206　火災、爆風または飛散危険性；鈍性化剤が減少した場合には爆発の危険性の増加
2	炎	危険	H207　火災または飛散危険性；鈍性化剤が減少した場合には爆発の危険性の増加
3	炎	警告	H207　火災または飛散危険性；鈍性化剤が減少した場合には爆発の危険性の増加

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。** P212 **密閉状態での加熱または鈍性化剤の減少を避ける** P230 **…にて希釈しておくこと。** …製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な物質 P233 **容器を密閉しておくこと。** P280 **保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具…を着用すること。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	P370+P380+P375 **火災の場合：区域より退避させ、爆発の危険性があるため、離れた距離から消火すること。**	P401 **…にしたがって保管すること。** …製造者/供給者または所管官庁が特定する適用できる国際/国/都道府県/市町村の規則	P501 **内容物/容器を…に廃棄すること。** …国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

鈍性化爆発物
（第 2.17 章）

危険有害性区分
4

シンボル
炎

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H208　火災危険性；鈍性化剤が減少した場合には爆発の危険性の増加

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P210 **熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。** P212 **密閉状態での加熱または鈍性化剤の減少を避ける** P230 **…にて希釈しておくこと。** …製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な物質 P233 **容器を密閉しておくこと。** P280 **保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具…を着用すること。** 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な個人用保護具の種類	P371+P380+P375 **大火災の場合で大量にある場合：区域より退避させ、爆発の危険性があるため、離れた距離から消火すること。**	P401 **…にしたがって保管すること。** …製造者/供給者または所管官庁が特定する適用できる国際/国/都道府県/市町村の規則	P501 **内容物/容器を…に廃棄すること。** …国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件

急性毒性（経口）
（第 3.1 章）

危険有害性区分	シンボル		注意喚起語	危険有害性情報
1	どくろ		危険	H300　飲み込むと生命に危険
2	どくろ		危険	H300　飲み込むと生命に危険
3	どくろ		危険	H301　飲み込むと有毒

注意書き			
安全対策	**応急措置**	**保管**	**廃棄**
P264 **取扱後は手【および…】をよく洗うこと。** *－製造者/供給者または所管官庁が、取扱後に洗浄する体の他の部分を指定した場合には【】内の文章を用いる* P270 **この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。**	P301＋P316 **飲み込んだ場合：すぐに救急の医療処置を受けること。** 所管官庁または製造者/供給者は、「電話」に続けて、適当な救急時電話番号すなわち適当な救急時医療提供者、例えば中毒センター、救急センターまたは医師などを追加してもよい。 P321 **特別な処置が必要である。（このラベルの…を参照）** *－緊急の解毒剤の投与が必要な場合* …補足的な応急措置の説明 P330 **口をすすぐこと**	P405 **施錠して保管すること。**	P501 **内容物/容器を…に廃棄すること。** …国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って 製造者/供給者または所管官庁が指定する内容物、容器またはその両者に適用する廃棄物要件